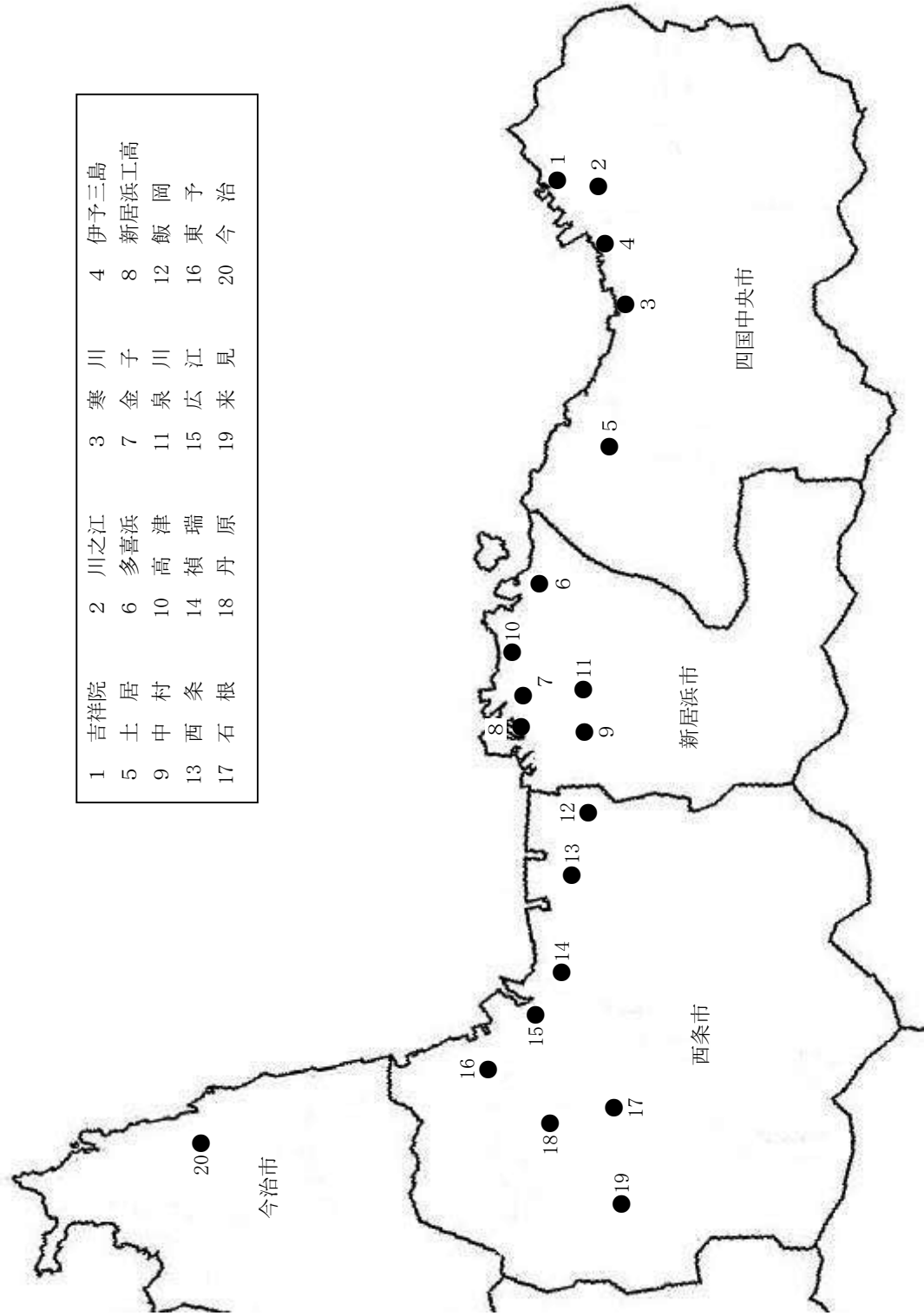


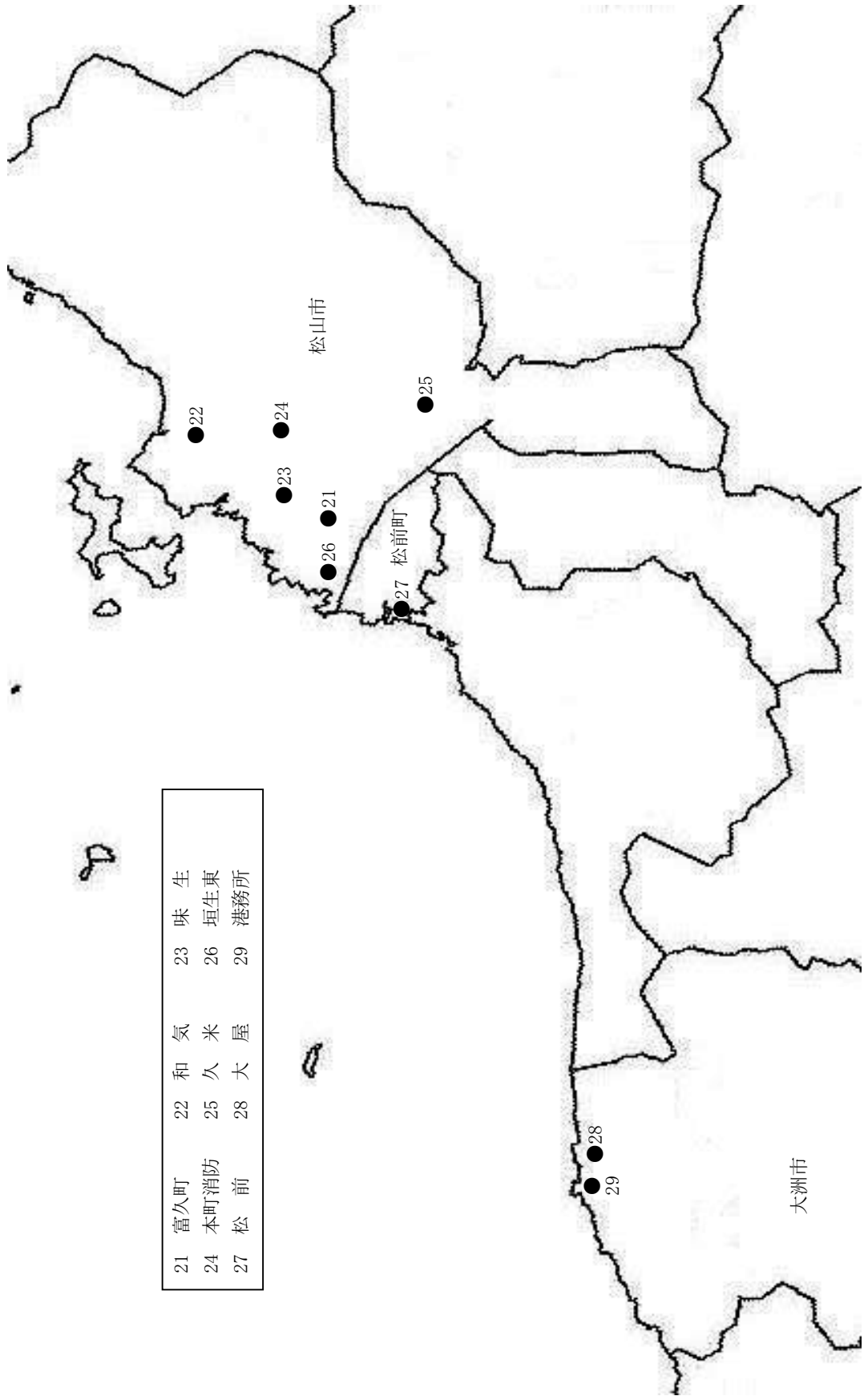
資料2-4 大気汚染常時監視測定局配置図

【東予地域】



【中予地域】

21	富久町	22	和気	23	味生
24	本町消防	25	久米	26	垣生東
27	松前	28	大屋	29	港務所



資料 2-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町名	番号	局名	項目数	SO <sub>2</sub>	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO <sub>2</sub>	OX	THC	CH <sub>4</sub>	NMHC	CO	TM
四国中央市	1	吉祥院	4	○	○	○	○												○
	2	川之江	11	△	△	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
	3	寒川	4	△	△	△	△												○
	4	伊予三島	11	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○
	5	土居	4	○	○	○	○												○
新居浜市	6	金子	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	新居浜工高	4	○	○	○	○												○
	8	中村	11	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
	9	高津	10	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	○
	10	泉川	8	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	○
西条市	11	多喜浜	4	△	△	△	△												○
	12	飯岡	4	○	○	○	○												○
	13	西条	11	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
	14	榎瑞	4	△	△	△	△												○
	15	広江	4	△	△	△	△												○
	16	東予	11	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○
	17	石根	4	○	○	○	○												○
	18	丹原	4	○	○	○	○												○
	19	来見	4	△	△	△	△												○
	20	今治	3	△	△	△	△												○
今治市	21	富久町	10	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△
	22	和氣	6	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△
	23	味生	6	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△
松山市	24	本町消防	1															△	△
	25	久米	11	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△
	26	垣生小学校	11	△	△	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△
	27	松前	4	○	○	○	○												△
	28	大屋	4	○	○	○	○												△
大洲市	29	港務所	4	△	△	△	△												
	計		191	27	26	28	28	1	1	1	1	13	13	11	11	11	11	8	25

SO<sub>2</sub> : 二酸化硫黄    WV : 風速    SS : 日射量    NO<sub>2</sub> : 二酸化窒素    CH<sub>4</sub> : メタン    TM : テレメータ  
 SPM : 浮遊粒子状物質    T : 温度    AP : 気圧    OX : 光化学オキシダント    NMHC : 非メタン炭化水素    H : 湿度  
 WD : 風向    H : 湿度    NO : 一酸化窒素    THC : 総炭化水素    CO : 一酸化炭素

○ : 県設置  
 △ : 市町設置

資料2-6 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成19年度)

市町名	道路名	測定結果 (単位: ppm)	
		1時間値の最低値～最高値	日平均値
四国中央市	国道11号	0.2～0.8	0.3
新居浜市	〃	0.4～1.9	0.7
西条市	〃	0.3～0.7	0.5
今治市	国道196号	0.3～1.0	0.5
砥部町	国道33号	0.4～1.1	0.7
大洲市	国道56号	0.4～4.6	1.3
八幡浜市	国道197号	0.3～0.8	0.5
宇和島市	国道56号	0.2～0.8	0.4

資料2-7 一酸化炭素測定結果

(平成19年度)

市名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを 超えた回数 とその割合 (回) (%)	日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合 (日) (%)	1時間値が 30ppm以上と なったことが ある日数と その割合 (日) (%)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを 超えた日数 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを 超えた日数
新居浜市	中村	未	365	8682	0.4	0	0	0	3.2	0.7	○	0
	本町消防	商	362	8665	0.8	0	0	0	3.1	1.2	○	0
	久米	商	363	8652	0.4	0	0	0	3.0	0.7	○	0
松山市	垣生小学校	準工	363	8687	0.3	0	0	0	1.8	0.6	○	0

資料 2 - 8 降下ばいじん測定結果

(平成19年度)

市 名	測定地点	用途地域	年平均値 ( t /km <sup>2</sup> /月)
四国中央市	浜田公会堂	工	3.6
	金生公民館	住	3.1
	南小学校	指定なし	3.4
	乾公園	準工	4.1
	工業用水池	住	3.1
	松柏小学校	住	2.8
今治市	市立常磐小学校	住	1.3
	枝堀児童館	住	1.6

資料 2 - 9 平成19年度有害大気汚染物質調査結果

物質名	単位	測定結果		環境基準値 (年平均値)
		新居浜市	宇和島市	
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.8	1.1	3
トリクロロエチレン		0.063	0.028	200
テトラクロロエチレン		0.14	0.037	200
ジクロロメタン		0.53	0.26	150
クロロホルム		0.18	0.10	/
1,2-ジクロロエタン		0.17	0.064	
アクリロニトリル		0.23	0.012	2 (指針値)
塩化ビニルモノマー		0.26	0.036	10 (指針値)
1,3-ブタジエン		0.13	0.075	/
ホルムアルデヒド		1.1	1.2	
アセトアルデヒド		1.5	2.3	
ニッケル化合物		$\text{ng}/\text{m}^3$	9.0	2.6
ベリリウム及びその化合物	0.088		0.043	/
マンガン及びその化合物	28		15	
クロム及びその化合物	4.1		1.9	
ヒ素及びその化合物	5.7		1.0	
水銀及びその化合物	3.0		2.5	40 (指針値)
ベンゾ[a]ピレン	0.077		0.12	/

資料 2-10 平成19年度大気環境中重金属調査結果

(単位：ng/m<sup>3</sup>)

調査地点	調査月	ニッケル化合物	バリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物	ヒ素及びその化合物	鉛及びその化合物	カドミウム及びその化合物
四国中央市 (上分小学校)	8, 2	<4.0~5.1	<0.10~0.18	15~20	<4.0	1.3~3.0	8.5~16	<0.52~0.63
新居浜市 (旧新居浜保健所)	毎月	<4.0~18	<0.10~0.22	8.2~60	<4.0~16	1.0~26	12~95	0.66~7.1
西条市 (新居宇摩農業協同組合)	毎月	<4.0~17	<0.10~0.15	12~81	<4.0~6.2	0.57~15	<6.2~110	<0.52~8.6
西条市 (西条市児童公園)	毎月	<4.0~13	<0.10~0.19	8.1~100	<4.0~6.2	0.59~9.8	7.3~110	<0.52~5.5
松山市 (県生活保健ビル)	8, 2	<4.0~12	<0.10	7.5~54	<4.0	0.48~3.1	<6.2~65	<0.52~1.4
宇和島市 (県宇和島地方局)	毎月	<4.0~6.8	<0.10~0.15	4.0~39	<4.0~5.8	<0.20~3.9	<6.2~62	<0.52~1.2

注 調査結果は最小値~最大値。

資料 2-11 二酸化硫黄測定結果

(平成19年度)

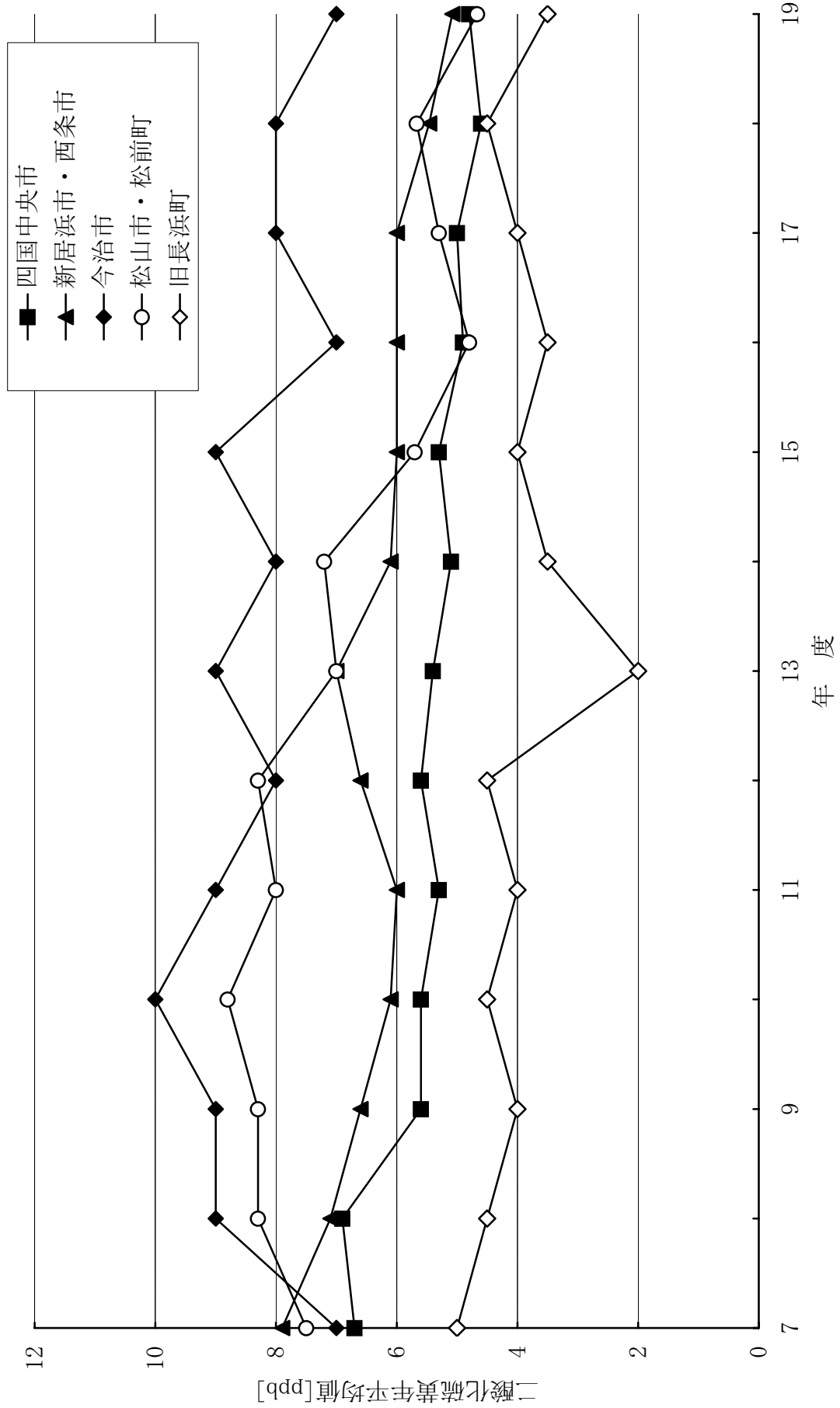
市町名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
四国中央市	吉祥院	商	366	8755	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	川之江	未	342	8186	0.007	0	0.0	0	0.0	0.041	0.012	○	0
	寒川	未	366	8725	0.002	0	0.0	0	0.0	0.032	0.006	○	0
	伊予三島	住	366	8751	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.010	○	0
新居浜市	土居	未	366	8754	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.009	○	0
	金子	住	366	8755	0.006	1	0.0	0	0.0	0.120	0.011	○	0
	新居浜工高	住	366	8745	0.007	1	0.0	0	0.0	0.181	0.015	○	0
	中村	未	356	8479	0.003	0	0.0	0	0.0	0.064	0.009	○	0
西条市	高津	未	366	8748	0.007	0	0.0	0	0.0	0.060	0.014	○	0
	多喜浜	住	366	8754	0.006	0	0.0	0	0.0	0.066	0.010	○	0
	飯岡	未	366	8757	0.006	0	0.0	0	0.0	0.058	0.013	○	0
	西条	住	366	8702	0.004	0	0.0	0	0.0	0.037	0.008	○	0
今治市	埴瑞	他	365	8733	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.009	○	0
	広江	未	366	8752	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.008	○	0
	東予	住	366	8747	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.010	○	0
	石根	未	366	8688	0.003	0	0.0	0	0.0	0.031	0.006	○	0
松山市	丹原	未	363	8676	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.009	○	0
	来見	未	366	8748	0.005	0	0.0	0	0.0	0.071	0.010	○	0
	今治	住	366	8691	0.007	0	0.0	0	0.0	0.082	0.014	○	0
	富久町	未	362	8616	0.004	0	0.0	0	0.0	0.055	0.010	○	0
松前町	和気	未	363	8629	0.003	0	0.0	0	0.0	0.035	0.008	○	0
	味生	住	363	8656	0.006	0	0.0	0	0.0	0.071	0.013	○	0
	久米	商	362	8612	0.003	0	0.0	0	0.0	0.039	0.007	○	0
	垣生小学校	準工	361	8666	0.007	2	0.0	0	0.0	0.104	0.018	○	0
大洲市	松前	未	365	8736	0.005	0	0.0	0	0.0	0.047	0.010	○	0
	大屋	未	365	8773	0.003	0	0.0	0	0.0	0.019	0.008	○	0
	港務所	未	359	8650	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.008	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数については除外しない。

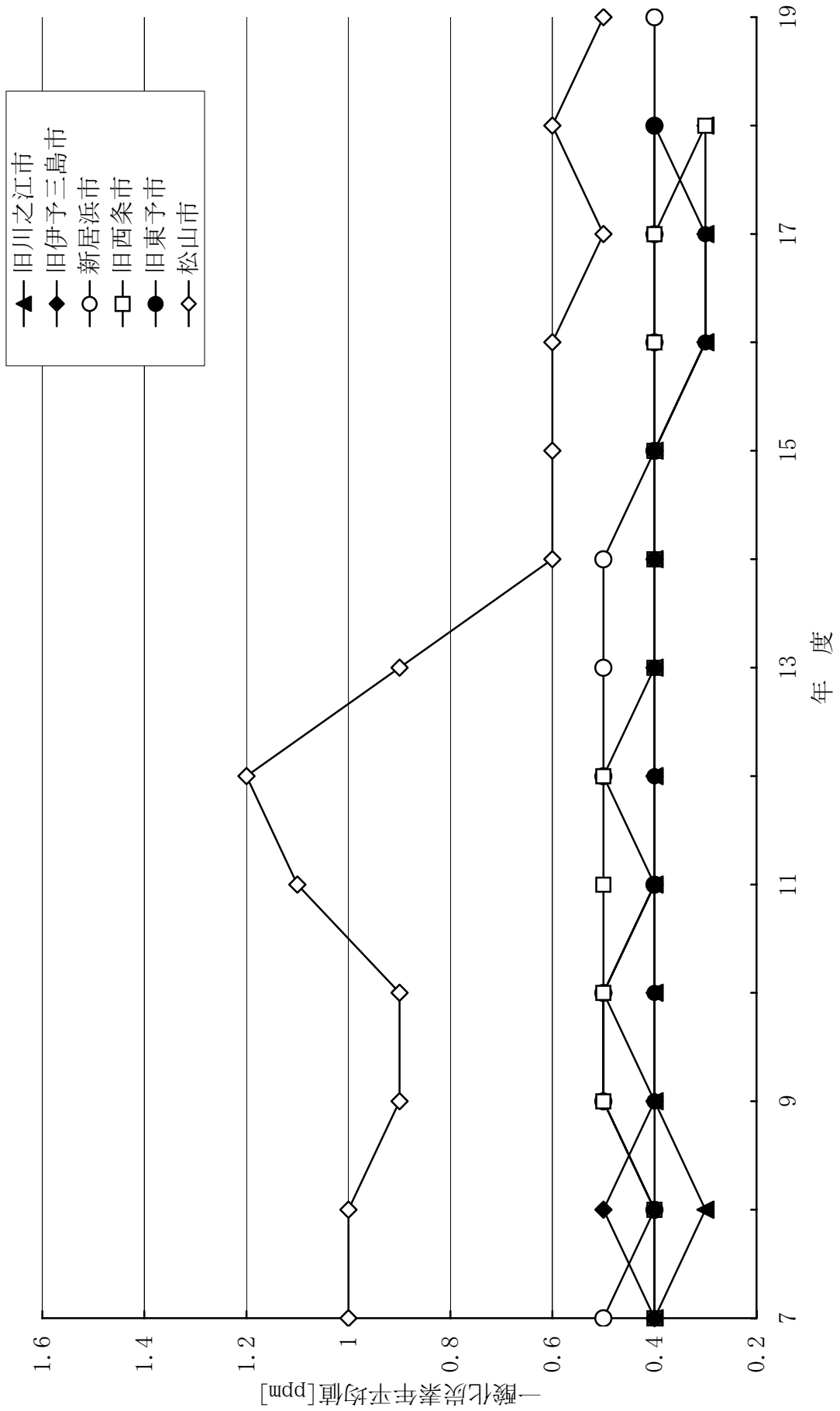
2 「測定機種」の欄の高感度型とは、昭和52年12月1日改正によるJISに基づいた機種をいう。



資料 2-12 地域別二酸化硫黄濃度経年変化 (年平均値) [ppb]



資料 2-13 地域別一酸化炭素濃度経年変化 (年平均値) [ppm]



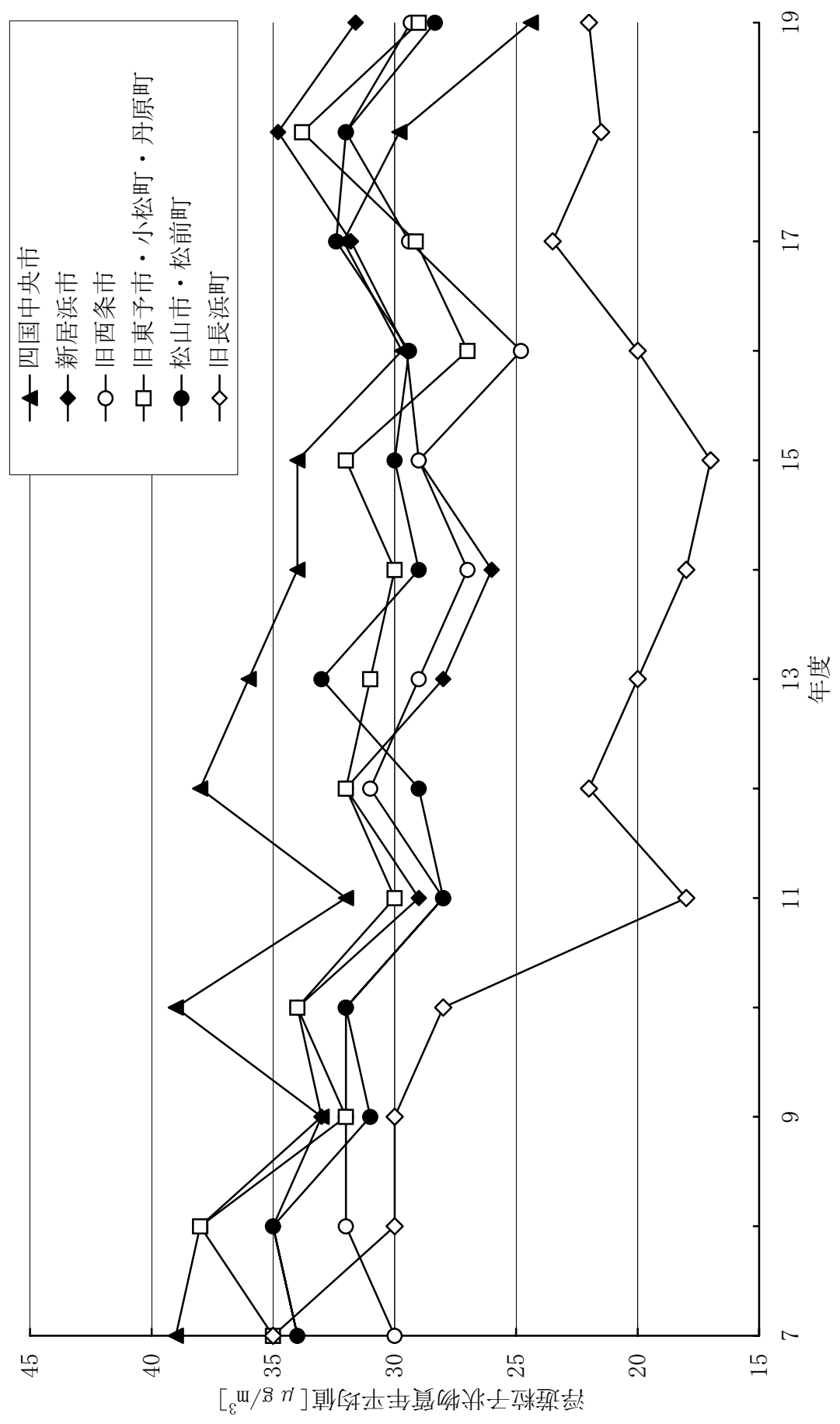
資料 2-14 浮遊粒子状物質測定結果

(平成19年度)

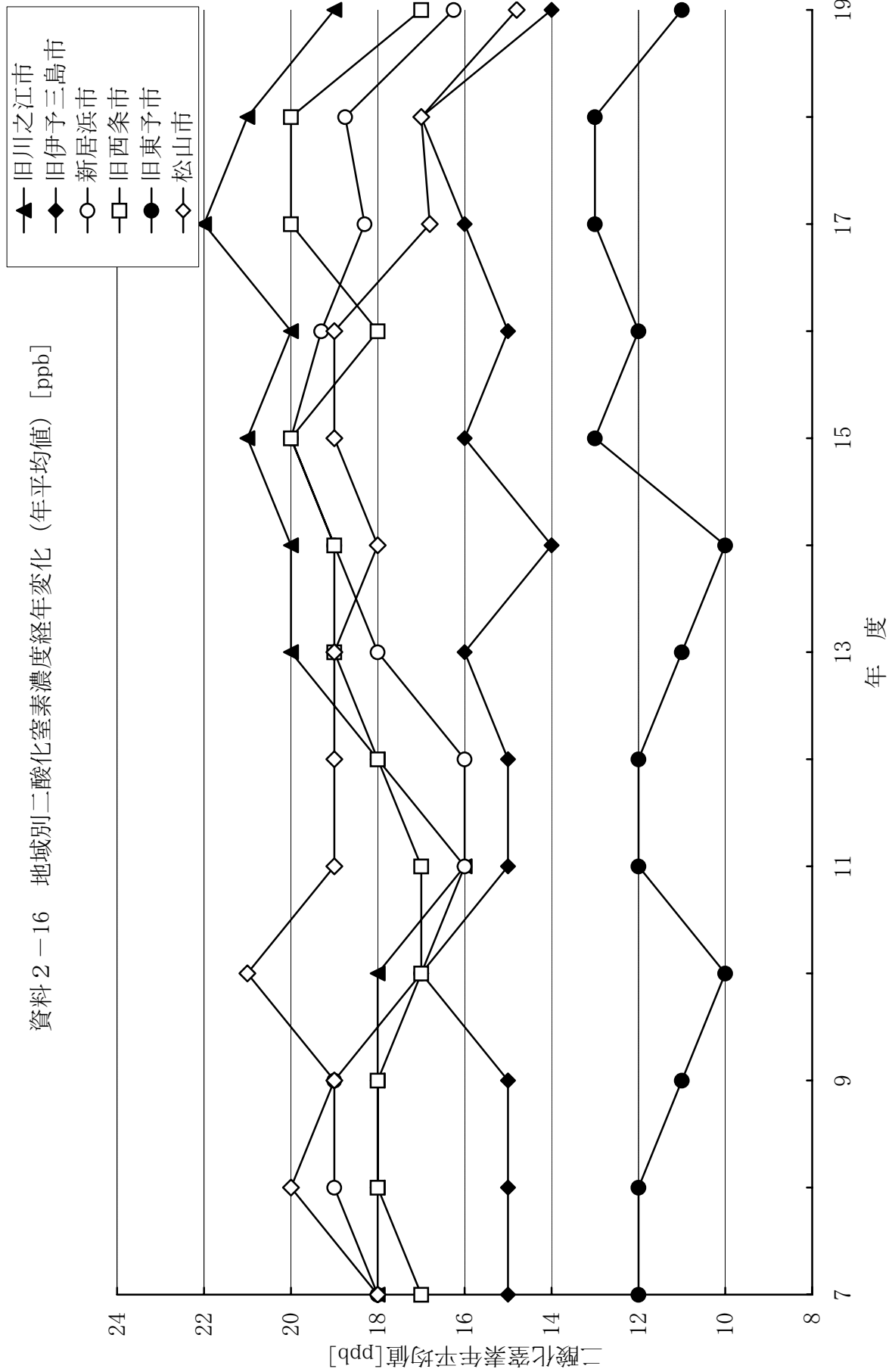
市町名	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
四国中央市	吉祥院	商	366	8748	0.018	0	0.0	0	0.0	0.192	0.048	○	0
	川之江	未	363	8734	0.033	10	0.1	1	0.3	0.317	0.079	○	0
	寒川	未	366	8766	0.021	1	0.0	0	0.0	0.315	0.050	○	0
	伊予三島	住	363	8678	0.027	7	0.1	0	0.0	0.272	0.076	○	0
	土居	未	365	8732	0.023	1	0.0	0	0.0	0.249	0.060	○	0
	金子	住	366	8752	0.033	7	0.1	2	0.5	0.300	0.078	○	0
	新居浜工高	住	366	8743	0.025	4	0.0	1	0.3	0.266	0.069	○	0
	中村	未	365	8735	0.030	0	0.0	0	0.0	0.191	0.081	○	0
	高津	未	365	8740	0.033	8	0.1	2	0.5	0.299	0.080	○	0
	多喜浜	住	362	8669	0.037	5	0.1	2	0.6	0.272	0.085	○	0
西条市	飯岡	未	366	8748	0.027	8	0.1	3	0.8	0.316	0.072	○	0
	西条	住	366	8753	0.036	10	0.1	3	0.8	0.335	0.079	×	2
	槇端	他	365	8730	0.025	6	0.1	1	0.3	0.273	0.070	○	0
	広江	未	366	8753	0.031	17	0.2	5	1.4	0.278	0.093	×	2
	東予	住	362	8671	0.028	10	0.1	3	0.8	0.267	0.078	×	2
	石根	未	364	8722	0.032	10	0.1	4	1.1	0.286	0.078	×	2
	丹原	未	363	8676	0.031	6	0.1	3	0.8	0.277	0.079	×	2
	来見	未	366	8747	0.023	6	0.1	1	0.3	0.256	0.061	○	0
	富久町	未	364	8681	0.026	0	0.0	0	0.0	0.194	0.067	○	0
	和氣	未	362	8666	0.033	6	0.1	2	0.6	0.265	0.082	○	0
松山市	味生	住	351	8445	0.033	7	0.1	3	0.9	0.300	0.078	×	2
	久米	商	356	8566	0.023	2	0.0	0	0.0	0.215	0.062	○	0
	垣生小学校	準工	306	7373	0.019	0	0.0	0	0.0	0.112	0.047	○	0
	松前	未	364	8716	0.036	7	0.1	4	1.1	0.243	0.081	×	4
大洲市	大屋	未	365	8773	0.019	9	0.1	3	0.8	0.368	0.066	×	3
	港務所	未	359	8653	0.025	5	0.1	2	0.6	0.287	0.068	○	0

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2-15 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化 (年平均値) [ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]



資料 2-16 地域別二酸化窒素濃度経年変化 (年平均値) [ppb]



資料2-17 窒素酸化物測定結果

(平成19年度)

市名	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )										窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )							
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた回数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の回数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた回数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の回数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた回数	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%	年平均値	1時間値の最高値
四国中央市	川之江	未	366	8753	0.009	0.096	0.027	366	8753	0.019	0.074	0	0	0	0	0	0	0	366	8753	0.028	0.146	0.057	68.4
			360	8661	0.004	0.113	0.016	0.060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	8661	0.017	0.151	0.045	78.9
新居浜市	金子	住	366	8748	0.007	0.113	0.023	366	8748	0.019	0.082	0	0	0	0	0	0	0	366	8748	0.026	0.176	0.057	71.9
			366	8754	0.008	0.130	0.028	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	366	8754	0.024	0.169	0.054	66.3
	中村	未	366	8708	0.002	0.056	0.010	366	8708	0.013	0.057	0	0	0	0	0	0	0	366	8708	0.015	0.086	0.033	87.3
			358	8627	0.006	0.116	0.026	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358	8627	0.023	0.155	0.056	73.2
西条市	西条	住	365	8739	0.009	0.113	0.029	365	8739	0.017	0.082	0	0	0	0	0	0	0	365	8739	0.026	0.163	0.065	66.7
			366	8686	0.002	0.050	0.008	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	366	8686	0.012	0.087	0.027	87.0
松山市	富久町	未	357	8573	0.002	0.088	0.008	357	8573	0.013	0.060	0	0	0	0	0	0	0	357	8573	0.014	0.119	0.037	88.5
			358	8580	0.004	0.109	0.017	0.076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358	8580	0.019	0.147	0.046	79.8
	味生	住	363	8638	0.003	0.078	0.014	363	8638	0.013	0.060	0	0	0	0	0	0	0	363	8638	0.017	0.119	0.038	79.7
			358	8613	0.009	0.151	0.025	0.100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358	8613	0.027	0.201	0.050	68.5
垣生小学校	準工	354	8581	0.003	0.084	0.012	354	8581	0.014	0.060	0	0	0	0	0	0	0	354	8581	0.017	0.114	0.038	82.2	

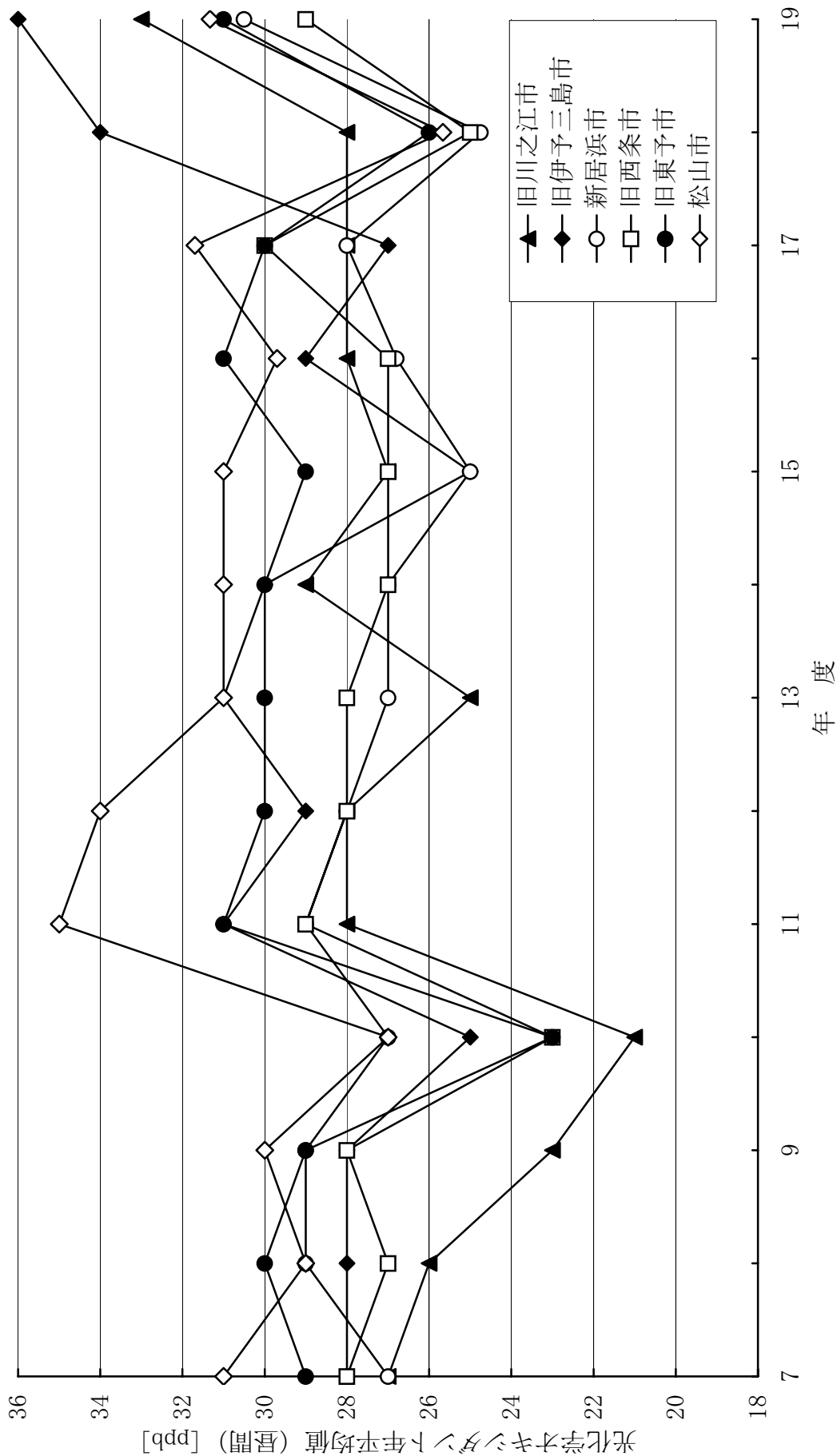
備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

資料2-18 光化学オキシダント測定結果

(平成19年度)

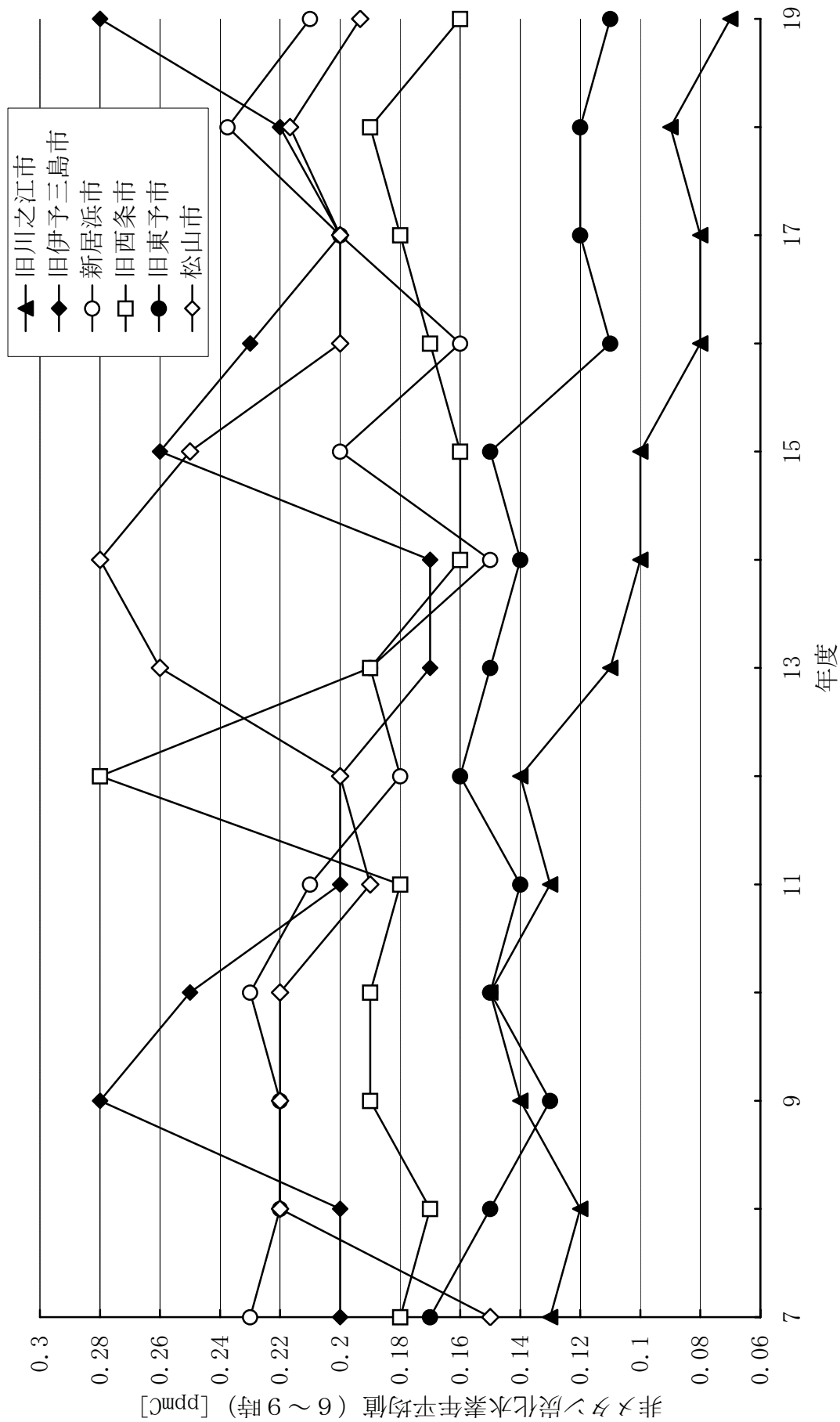
市名	測定局	用途地域	昼間測定日数		昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数とその時間数		昼間の 1時間値 の最高値 (ppm)	昼間の 日最高1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)
			(日)	(時間)		(日)	(時間)	(日)	(時間)			
四国中央市	川之江	未	364	5338	100	462	1	2	0.122	0.050	0.033	
	伊予三島	住	366	5441	140	693	2	11	0.135	0.056	0.036	
新居浜市	金子	住	364	5370	26	105	0	0	0.083	0.039	0.026	
	中村	未	366	5429	94	434	0	0	0.119	0.047	0.027	
	高津	未	366	5466	98	442	0	0	0.108	0.050	0.033	
	泉川	住	360	5381	133	799	3	12	0.139	0.057	0.036	
西条市	西条	住	363	5339	43	200	0	0	0.101	0.043	0.029	
	東予	住	363	5339	57	265	0	0	0.097	0.045	0.031	
松山市	富久町	未	366	5376	77	378	0	0	0.116	0.047	0.032	
	久米	商	366	5394	47	197	0	0	0.113	0.042	0.026	
	垣生小学校	準工	308	4487	106	570	1	4	0.136	0.055	0.036	

資料2-19 地域別光化学オキシダント濃度経年変化（年平均値（昼間））[ppb]





資料 2-20 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化 (年平均値 (6~9時)) [ppmC]



資料 2-21 光化学スモッグ注意報の発令状況

年	月日	発令地域	発令時間	オキシダント 最高濃度 (ppm)
平成2年	6月7日	東予市	15:00~20:00	0.137
		川之江市	16:00~19:00	0.131
	8月7日	西条市	16:00~18:00	0.120
		東予市	17:00~18:00	0.128
	8月26日	新居浜市	15:00~17:00	0.121
平成5年	8月31日	新居浜市	16:00~19:00	0.141
平成6年	7月21日	伊予三島市	17:00~18:00	0.120
		新居浜市	17:00~19:00	0.121
平成9年	6月13日	新居浜市	16:00~17:00	0.127
	7月22日	新居浜市	17:00~20:00	0.134
	7月23日	新居浜市	17:00~20:00	0.128
平成10年	8月23日	新居浜市	14:00~17:00	0.137
平成11年	6月6日	伊予三島市	16:00~19:00	0.128
平成15年	5月23日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成16年	6月4日	松山市	18:00~19:00	0.121
平成19年	5月9日	新居浜市	12:00~19:00	0.139
		四国中央市	14:00~19:00	0.135
	5月27日	四国中央市	14:00~20:00	0.129
		松山市	15:00~19:00	0.136
		新居浜市	16:00~20:00	0.136
	9月12日	新居浜市	18:00~19:00	0.125

注 オキシダント濃度が0.12ppm以上の場合に、注意報が発令される。

資料2-22 非メタン炭化水素測定結果

(平成19年度)

市名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時 における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
四国中央市	川之江	未	8689	0.07	0.07	366	0.32	0.01	5	1.4	1	0.3
	伊予三島	住	8534	0.25	0.28	351	0.70	0.10	269	76.6	110	31.3
新居浜市	金子	住	8555	0.25	0.30	357	0.85	0.08	266	74.5	122	34.2
	中村	未	8687	0.15	0.19	364	0.44	0.04	133	36.5	25	6.9
	高津	未	8595	0.09	0.12	361	0.35	0.00	33	9.1	3	0.8
	泉川	住	8178	0.20	0.23	344	0.60	0.10	192	55.8	55	16.0
西条市	西条	住	8670	0.16	0.16	365	0.50	0.07	57	15.6	7	1.9
	東予	住	8641	0.10	0.11	366	0.39	0.03	15	4.1	2	0.5
松山市	富久町	未	8568	0.12	0.12	362	0.22	0.04	5	1.4	0	0.0
	久米	商	8292	0.22	0.25	350	0.71	0.06	240	68.6	66	18.9
	垣生小学校	準工	6709	0.18	0.21	282	0.58	0.08	130	46.1	26	9.2

資料 2-23 大気汚染防止のための規制の概要

種 類		排出基準等						直罰適用
		大気汚染防止法			県公害防止条例			
		基 準	特別 排出 基準	基準 設定 方式	上乗せ	横だし すそ のばし	総量 規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K値	無	有	有	有
		総量規制（指定地域）						
	ばいじん	全国一律	有	濃度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃度	有	有	無	有
	特定有害物質	未指定			無			無
特定物質		事故時規制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃度	無			無
		排出等作業の基準			無			無
指定物質		全国一律	無	濃度	無			無

資料 2-24 大気汚染防止法による排出基準

○硫黄酸化物の排出基準

地域	四国中央市	新居浜市 旧西条市	旧東予市 旧小松町	旧今治市	旧松山市 松前町	その他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市及び旧西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )
ボイラー（重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの）	排ガス量が20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm <sup>3</sup> /h以上 20万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h以上 4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.30

○窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施設の種類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの）	排ガス量が50万Nm <sup>3</sup> /h以上	130
	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h以上 50万Nm <sup>3</sup> /h未満	150
	排ガス量が1万Nm <sup>3</sup> /h未満	180
	伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満	260

資料 2-25 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ばい煙発生施設		大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質	許容限度（単位温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつきミリグラム）
		種 類	規 模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城カ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩素	20
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）の区域	(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩化水素	50
		(2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3) 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		

3	<p>新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷、大生院のうち大生院 2461 番地から大生院 4800 番地までの区域並びに別子山を除く。）及び西条市（下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港、栄町、神拝、喜多川、樋之口、古川、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙（1 番地から 123 番地までの区域を除く。）、中西、安知生、洲之内、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、檜木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙、氷見丙、明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、且之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町（新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。）並びに丹原町（願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。）の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造（原料としてほこる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。</p>	<p>弗素、弗化水素及び弗化珪素</p>	<p>8.0</p>
		<p>磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）</p>	<p>原料として使用する磷鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）</p>	<p>伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。</p>		
		<p>トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製錬の用に供する電解炉（弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。）</p>	<p>電流容量が 30 キロアンペア以上であること。</p>	<p>弗素、弗化水素及び弗化珪素</p>	<p>1.0</p>

資料2-26 ばい煙発生施設市町別届出数

(平成19年度末現在)

区分 項番号 及び 施設名	大気汚染防止法 施設数														県公害防止条例 施設数							事業所数	施設数	事業所数					
	施設数														施設数														
	小計														小計														
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	14	19	24	27	29	30	1	2	3	5及び6	7								
ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下加熱炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	乾亜鉛焙焼炉・ 乾燥炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ボイラー	アルミ溶解炉	ステーション・ フル・タイム 設備等	石油脱硫施設							
四国中央市	276	30				6		1		12					4	4	23	23	12	26			38	9	362	57	146	27	
新居浜市	116	7	5	7	8	9	1	4	12	22			2	3	6	2	2	69	66	6			6	4	275	75	84	36	
西条市	174	10	1	15	26		1	8	2	4	14	14	1	1	5	5	50	39	302	69	106	29	25	1	26	328	69	119	29
今治市	157	2		3	14	6	2	4	7	10	3	3			3	3	64	51	273	59	126	36	16	1	19	292	59	136	36
上島町	8									2					1			11	0	6			2	1	13	0	7	0	
東温市	43							5	6	6					1	1	52	52	107	53	48	34	4	2	111	53	50	34	
久万高原町	8							2	3	3					3	3	0	0	16	3	13	3	6	2	22	3	15	3	
伊予市	40							0	2	4	4	20	20	66	24	30	14	9	66	24	30	14	9	4	9	75	24	34	14
松前町	37	7	1					6	1	1					11	9	56	17	56	17	22	6	4	4	60	17	24	6	
砥部町	11								0						2	2	14	2	14	2	9	1	9	4	23	2	13	1	
内子町	23			2				2	1	4					4	4	36	4	36	4	20	2	6	3	42	4	23	2	
大洲市	80							6	1	3					1	1	12	10	103	11	51	9	24	24	127	11	63	9	
八幡浜市	41								4						2	2	12	7	59	9	28	6	4	4	63	9	30	6	
伊方町	15	2													2	2	7	7	24	11	10	3	4	2	28	11	12	3	
西予市	56							4	4	2					1	1	9	9	76	11	38	5	8	8	84	11	42	5	
宇和島市	74	1						4		9					3	3	19	18	109	22	72	19	2	2	112	22	74	19	
鬼北町	8								2	2					2	2	1	1	13	3	8	2	4	4	17	3	10	2	
松野町	4																		4	0	2		2	1	6	0	3	0	
愛南町	17							1	4									5	27	5	17	3	5	5	32	5	20	3	
合計	1188	59	2	5	24	37	23	13	3	34	41	1	90	17	17	33	362	323	1889	435	823	235	152	26	2	2072	435	905	235

備考 大気汚染防止法のボイラー、ガス発生炉、その他の乾燥炉、亜鉛焙焼炉・乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物、ガス事業法のガス工作物及び鉱山保安法のばい煙発生施設に関する数である。



資料2-27 一般粉じん発生施設市町別届出数

(平成19年度末現在)

区分	大気汚染防止法										県公害防止条例					計			
	施設数					事業所数					施設数						事業所数		
施設名	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	バケット コンベア	破砕機 磨砕機	ふるい	小 計	事業所 数	鉱物土石 堆積場	ベルト コンベア	皮はぎ、 砕木機、 帯のこ	のこくず 又はチップ 堆積場	小 計	事業所 数	施設 数	事業 所 数				
市町村名	1,000m <sup>2</sup> 以上	中0.75m 以上	容量0.03m <sup>3</sup> 以上	75kW以上	15kW以上			500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	中0.5m以上 0.75m未満	7.5kW以上	500m <sup>2</sup> 以上								
四国中央市	6	42		9	1	58	9	2	48	41	6	97	22	155	0	31			
新居浜市	34	108	0	9	12	163	9	2	180	19	8	209	15	372	20	24			
西条市	24	98	5	24	26	177	16	2	210	47	1	270	40	447	17	56			
今治市	29	79		14	16	138	19	10	118	60		188	55	326	0	74			
上島町						0	0	2		1		3	2	3	0	2			
東温市	11	123		42	29	205	8		184	1		185	8	390	0	16			
久万高原町	5	13		14	7	39	3	2	44			46	7	85	0	10			
伊予市	3	5	1		2	11	5	1	10	5		16	7	27	0	12			
松前町	6	6		1		13	7	2	21			23	6	36	0	13			
砥部町	3					3	2		1	1		2	2	5	0	4			
内子町	2	23		9	2	36	9	1	41	7	1	50	12	86	0	21			
大洲市	4	25		11	5	45	7	7	49	15	2	73	23	118	0	30			
八幡浜市	2					2	2		7	3		10	5	12	0	7			
伊方町						0	0		2			2	1	2	0	1			
西予市	5	51		14	14	84	5	2	54	8		64	15	148	0	20			
宇和島市	18	34	1	9	4	66	12	4	35	6	1	46	8	112	0	20			
鬼北町	1	6		2		9	2		20			20	2	29	0	4			
松野町	1	8		4	3	16	1	2	7			9	1	25	0	2			
愛南町	2	18		5	7	32	2	1	15			16	4	48	0	6			
合計	156	14	639	22	7	1	167	128	1097	37	118	4	235	2426	37	353			

備考 大気汚染防止法の鉱物土石堆積場、ベルトコンベア、バケットコンベア、小計及び事業所数並びに合計の施設数及び事業所数の点線右側は、内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

資料2-28 緊急時発令基準

区分	汚染物質別発令基準				オキシダント	解除基準
	硫酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素		
前予報					気象条件等により判断して、前日から汚染が予測されるとき	一の発令地域内すべての基準測定点における濃度が、左欄に掲げる各区分別の汚染物質別基準値を下まわり、かつ、気象条件からみてその状態が悪化するおそれなくなつたと認められるときとする。
予報	(1) 1時間値0.1ppm以上の汚染が継続するおそれがあると予測したとき (2) 0.2ppm以上×1時間			0.4ppm以上	注意報発令基準に汚染するおそれがあるとき	
注意報	0.2ppm以上×3時間 0.3ppm以上×2時間 48時間平均値≧0.15ppm	2.0mg/m <sup>3</sup> 以上×2時間	30ppm以上	0.5ppm以上	0.12ppm以上	
警報	(A) 注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合 (B) 0.5ppm以上×2時間 0.7ppm以上×1時間	注意報発令後1時間経過した時点で当該注意報未解除の場合	40ppm以上	0.7ppm以上	0.24ppm以上	
重大緊急報	0.5ppm以上×3時間 0.7ppm以上×2時間	3.0mg/m <sup>3</sup> 以上×3時間	50ppm以上	1.0ppm以上	0.4ppm以上	
(注)	<p>1. 緊急時発令にあたっては、各地域別基準測定点の測定値を総合して判断するものであるが、原則として1測定点の値が上記基準値に達した段階で発令する。ただし、この場合には、近傍測定点の測定値、発生源の分布状況、気象状況等を考慮して判断する。</p> <p>2. 緊急時の発令及び解除は、原則として本要綱第3条の地域の区分ごとに行うものとする。</p> <p>3. オキシダントにかかる前日予報については、原則として前日の17時までに発令するものとする。</p> <p>4. 硫酸化物にかかる予報については、日没後の発令は行わないものとする。</p>					

資料 2-29 緊急時の措置

発令区分	発生源に対する措置		一般に対する措置(周知)
	硫黄酸化物の減少措置	窒素酸化物の減少措置 (光化学スモッグ)	
前日予報		協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。なお、減少措置は午前7時より行うものとする。	
予報	協力対象工場に対して、通常排出量の20%削減目途の協力要請。	協力対象工場に対して、通常の20%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。	大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力対象工場に対して、通常排出量の50%削減目途の協力要請。</li> <li>2. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、硫黄酸化物排出にかかる自主制限協力要請。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短目途、又はこれと同程度の減少措置について協力要請。</li> <li>2. 自動車の運行、ガソリン給油等についての自主制限協力要請。</li> <li>3. 上記以外のばい煙を排出する者に対しては、燃焼行為の自主制限協力要請。</li> <li>4. 炭化水素揮発防止について協力要請。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染の濃度、状態、地域の広がり、持続の可能性等について、一般に周知し注意を喚起する。</li> <li>2. 目、のどに刺激を感じた時は、洗眼、うがい等を行うとともに、もよりの保健所、又は市役所に連絡する。</li> <li>3. ゼンソク、呼吸器疾患、特異体質等の者は、外出しないようにする。</li> <li>4. 学校・幼稚園、保育所等においては、状況に応じて、なるべく屋外に出ないようにする。</li> </ol>
警報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 別表第2の(A)の場合 協力対象工場(大口ばい煙排出者)に対して、通常排出量の50%削減勧告</li> <li>2. 別表第2の(B)の場合 協力対象工場に対して、通常排出量の80%削減目途の協力要請</li> <li>3. その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. 一般にあっても状況に応じては、なるべく屋外に出ないようにする。</li> <li>6. 動植物に異常を認めたものは、地方局、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所又は市役所に連絡する。</li> <li>7. 状況に応じて屋外燃焼を中止する。</li> </ol>
重大緊急時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力対象工場に対して、排出許容量の80%削減命令(法第23条第2項、条例第26条)</li> <li>2. その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力対象工場に対して、通常の40%操短命令(法第23条第2項、条例第26条)</li> <li>2. 公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置要請(法第23条第2項)</li> <li>3. その他については注意報時と同じ。</li> </ol>	